

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年7月24日 09時00分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市江東橋付近（夷隅川） 太東埼灯台から真方位231° 1.0海里付近 （概位 北緯35° 17.9′ 東経140° 23.8′）
事故の概要	水上オートバイ傾騎は、遊走中、船長が旋回した際に落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 傾騎、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-44448千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	負傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、いずれもベスト型の救命胴衣を着用し、夷隅川河口付近から上流に向けて約10ノットの対地速力で遊走していた。</p> <p>船長は、同乗者が水上オートバイに乗船するのが初めてであったので、同乗者に対し、落水しないよう船長の救命胴衣をしっかりと掴んでおくことを出航前に伝えていた。</p> <p>船長は、引き続き遊走を行おうと思い、下流に向け反転しようと左方に急旋回したところ、船長の救命胴衣を掴んでいた同乗者が右方に振られ、同乗者と共に体勢を崩して右舷側に落水し、船体に右足を打って負傷した。</p> <p>船長は、停船した本船に泳いで戻り、同じく泳いで本船に戻ってきた同乗者を乗せて出航場所の川岸に戻ったが、右足に痛みがあったので自身で救急車を要請し、病院に搬送され、右足骨折と診断された。</p>
分析	本船は、夷隅川を上流に向けて遊走中、船長が下流に向けて反転しようとして左方に急旋回したことから、船長の救命胴衣を掴んでいた同乗者が右方に振られ、船長及び同乗者が共に体勢を崩して右舷側に落水し、船長が船体に右足を打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、夷隅川を上流に向けて遊走中、船長が下流に向けて反転しようとして左方に急旋回したため、船長の救命胴衣を掴んでい

	<p>た同乗者が右方に振られ、船長及び同乗者が共に体勢を崩して右舷側に落水し、船長が船体に右足を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイの船長は、急発進や急旋回等の危険な操縦は控えること。また、乗船経験の少ない者を同乗させる場合、発進や方向転換等を行う際、同乗者に声を掛けたり、手で合図を行ったりすることが望ましい。